

## 川崎港船舶給水業務実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号。以下「手数料条例」という。）、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号。以下「港湾施設条例」という。）及び川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号。以下「港湾施設条例施行規則」という。）の定めによるもののほか、川崎港における船舶給水（以下「船舶給水」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶給水の定義)

第2条 本要綱で必要な事項を定める船舶給水は、次に掲げるものとする。

- (1) 運搬給水 手数料条例第2条第1項第279号に規定する運搬給水
- (2) 岸壁給水 港湾施設条例第2条に規定する船舶給水設備（自動給水器によるものを除く。）を用いた直接給水

(船舶給水の実施日時)

第3条 本市が船舶給水を実施する日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

2 船舶給水を実施する時間は、午前9時から午後4時15分までとする。ただし、本市が必要とする場合は、この限りではない。

(船舶給水の申込み又は申請)

第4条 船舶給水の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本市に運搬給水を申し込む際は、給水を希望する日の前日（前日が本市の閉

庁日にあたる場合は、その直前の開庁日)の午前12時までに、電話により連絡した上で、次に定める様式により市長に申込み又は申請しなければならない。ただし、本市が認める場合は、この限りではない。

(1) 運搬給水 本要綱で定める様式第1号

(2) 岸壁給水 港湾施設条例施行規則で定める様式第10号

(申込み又は申請に対する回答)

第5条 第4条の規定による利用希望者から申込み又は申請を受け、次条に掲げる事項に該当しないことを確認した際は、本市は利用希望者の申込み又は申請に対し承諾又は許可した旨を回答するものとする。

(申込み又は申請を承諾又は許可しない場合)

第6条 利用希望者からの申込み又は申請に示された内容が次に掲げる事項に該当するときは、船舶給水の申込み又は申請内容を変更すること、又は申込み又は申請を承諾又は許可しないことがある。

(1) 希望給水日時が、他の給水に係る申込み又は申請と重複している場合

(2) 希望する水量が、1回の給水で200tを超えている場合

(3) 悪天候、災害等により給水作業に危険を伴うおそれがある場合

(4) 運搬給水を行う船舶が補修、検査を受けている場合等給水の作業が行えない場合

(5) 過去に希望する日の前日(前日が本市の開庁日にあたる場合は、その直前の開庁日)の午後3時以降に申込み又は申請を取り消したことがある場合(ただし、第8条ただし書の規定により取り消した場合を除く。)

(6) 虚偽の申込み若しくは申請をした場合、又は過去に虚偽の申込み若しく

は申請をした者であると認められた場合

(7) 本市が指定する期限までに手数料又は使用料を支払わない場合

(8) 条例、規則、本要綱又はこれらに基づいて行う処分又は指導等に反する行為があった場合

(9) 給水を受ける船舶の受水口、空気抜きその他の受水設備に不備がある場合、又は給水作業が船舶の荷役作業に支障を与えるおそれがある場合

(10) 公益上その他本市が必要と認めた場合

(申込み又は申請の取消)

第7条 利用希望者は、船舶給水の申込み又は申請を取り消すときは、船舶給水希望日の前日（前日が本市の閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日）の午後3時までに、本市に対し連絡するとともに、取消し理由等を書面により送付しなければならない。ただし、書面の送付については、本市が認める場合は、この限りではない。

(船舶給水を実施する日時を変更する際の連絡等)

第8条 本市が第5条に規定する回答の後で、船舶給水を希望した時間と1時間以上異なる時間に船舶給水を実施せざるを得ないことが明らかになった場合は、本市は利用者に対し速やかに連絡するものとする。ただし、本市が連絡した船舶給水の利用日時の変更に対し異議があるときは、利用者は前条の規定に係わらず申込み又は申請を取り消すことができる。

(算定)

第9条 船舶給水の消費水量は、本市所定の量水器により算定する。ただし、量水器の故障により水量が判明しないときは、本市の認定による。

(給水上の注意)

第10条 給水を受ける船舶内の給水作業は、当該船長（その代理人を含む。

以下この条及び次条において同じ。）の要請により行わなければならない。

2 給水を受ける船舶の船長は、給水に際し自己の船舶の水槽内の水量の調査及び給水状況の監視を行い、又は事故防止に当たるよう求めるものとする。

(給水受領書)

第11条 本市は、船舶給水の終了した後、給水受領書を本市職員又は当該職員が指定する者に遅滞なく提出するよう給水を受けた船舶の船長に対し求めるものとする。

(手数料の納入)

第12条 手数料条例第2条の規定にある請求とあるのは、申込みから運搬給水の実施までの間として、交付とあるのは、運搬給水を実施した際として、検査とあるのは、前条の給水受領書の提出を受けてから納入通知書の発行までの間として、それぞれ本市が特別の事情があると認める場合について現金により徴収するものとして取り扱う。

2 前項に規定する現金により手数料を徴収する場合は、本市が指定した場所において、本市が指定した額の手数料を持参し、納付するよう求めるものとする。この場合において、本市は利用者に対し指定した金額のみ持参するよう求めるものとする。

3 手数料条例第2条ただし書の規定により本市が納入通知書を送付する場合は、利用した月の翌月の15日以降に運搬給水を利用した者に対し送付するものとし、納期限は利用した月の翌月の月末（月末が川崎市の休日を定

める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その直後の日)までとする。

(手数料の減免)

第13条 手数料条例第7条第3号に規定するその他市長が減額又は免除を適当と認めるときとは、港湾施設条例施行規則第4条の3を準用するものとする。

(手数料の返還)

第14条 手数料条例第8条の規定に定めるもののほか、本市の責めに帰する事由により運搬給水が利用できないとき又は徴収した手数料に誤りがあるときは、港湾施設条例第15条の規定を準用するものとする。

(使用料の納入、減免、返還)

第15条 岸壁給水利用に伴う使用料の納入、減免及び返還は、港湾施設条例及び港湾施設条例施行規則の定めによるものとする。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

第1号様式

運搬給水申込書

（あて先）川崎市長

年 月 日

住所又は所在地

申請者 氏名・名称

連絡先

（法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

次のとおり申込みます。

【外航 ・ 内航】

港 湾 名	川崎港
申 込 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	運搬給水
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m <sup>3</sup> (その他) m <sup>3</sup>
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コ ー ド	
備 考	